○総務省告示第百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十一年三月二十七日

総務大臣　石田　真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz－10000MHz

［略］	国内分配（MHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	850－860 Ｊ67	移動　Ｊ68	一般業務用	デジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、930－940MHz帯と対の二周波方式に限る。
	［略］	［略］	［略］	［略］
	895－900 Ｊ67	移動　Ｊ68	一般業務用	高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、940－945MHz帯と対の二周波方式に限る。
	900－915 Ｊ67	移動　Ｊ68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz－10000MHz

［同左］	国内分配（MHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	850－860 Ｊ67	移動　Ｊ68	一般業務用	ＭＣＡ陸上移動通信用及びデジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、930－940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年３月31日までは905－915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	895－915 Ｊ67	移動　Ｊ68　Ｊ95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表７－４による。 簡易無線通信業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用での使用はＭＣＡ陸上移動通信用及びデジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、割当ては905－915MHz帯に限るものとし、850－860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用での使用は、平成30年３月31日までに限る。

	［略］	［略］	［略］	［略］
	930－940 Ｊ67	移動　Ｊ68	一般業務用	デジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、850－860MHz帯と対の二周波方式に限る。
	940－945 Ｊ67	移動　Ｊ68	一般業務用	高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、895－900MHz帯と対の二周波方式に限る。
	945－960 Ｊ67　Ｊ94	移動　Ｊ68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。
	［略］	［略］	［略］	［略］

第３表　10GHz－275GHz

［略］	国内分配（GHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	50.4－51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表７－４による。
		固定衛星（地球から宇宙） 移動衛星（地球から	電気通信業務用 公共業務用	

	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	930－940 Ｊ67	移動　Ｊ68	一般業務用	ＭＣＡ陸上移動通信用及びデジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、850－860MHz帯と対の二周波方式に限る。
	940－960 Ｊ67　Ｊ94	移動　Ｊ68　Ｊ95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表７－５による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年３月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表６－２による。
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

第３表　10GHz－275GHz

［同左］	国内分配（GHz）（４）		無線局の目的（５）	周波数の使用に関する条件（６）
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
	50.4－51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表７－６による。
		固定衛星（地球から宇宙） 移動衛星（地球から	電気通信業務用 公共業務用	

		宇宙）		
	［略］	［略］	［略］	［略］

国内周波数分配の脚注

［Ｊ１～Ｊ94　略］

Ｊ95（未使用）

［Ｊ96～Ｊ295　略］

［別表１－１～別表６－１　略］

別表６－２　移動体識別用無線局の周波数表

［略］	
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz

［別表７－１～別表７－３　略］

［削る］

［削る］

別表７－４　［略］

［別表８－１～別表８－10　略］

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

［略］		
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	1216.00625MHz以上1216.99375MHz以下の周波数であって、1216.00625MHz及び1216.00625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz及び1252.51875MHzは、周波数制御

		宇宙）		
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

国内周波数分配の脚注

［Ｊ１～Ｊ94　同左］

Ｊ95

905－915MHz及び950－958MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年３月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

［Ｊ96～Ｊ295　同左］

［別表１－１～別表６－１　同左］

別表６－２　移動体識別用構内無線局の周波数表

［同左］	
952－956.4MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954.2MHz
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz

［別表７－１～別表７－３　同左］

別表７－４　パーソナル無線の周波数表

903.0125MHz以上904.9875MHz以下の周波数であって、903.0125MHz及び903.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びに903.05MHz及び903.05MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

別表７－５　移動体識別用簡易無線局の周波数表

954.2MHz

別表７－６　［同左］

［別表８－１～別表８－10　同左］

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

［同左］		
950MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	951MHz以上957.4MHz以下の周波数であって、951MHz及び951MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.1MHz以上957.3MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	951.1MHz以上957.3MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたも

		の
		951.2MHz以上957.2MHz以下の周波数であつて、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	951.2MHz以上957.2MHz以下の周波数であつて、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.3MHz以上957.1MHz以下の周波数であつて、951.3MHz及び951.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	951.3MHz以上957.1MHz以下の周波数であつて、951.3MHz及び951.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.4MHz以上957MHz以下の周波数であつて、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え１MHz以下の無線設備	951.4MHz以上957MHz以下の周波数であつて、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	1216.00625MHz以上1216.99375MHz以下の周波数であつて、1216.00625MHz及び1216.00625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz及び1252.51875MHzは、周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であつて、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに

		用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16KHz以下の無線設備	1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であつて、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が16kHzを超え32KHz以下の無線設備	1216MHz以上1217MHz以下の周波数であつて、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャネルとする。

［別表９－２～別表９－９　略］

別表９－10　移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

［１　略］

２　１以外のもの

［略］	
2425－2475MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz

［別表９－11～別表11－３　略］

国際周波数分配の脚注

［注略］

		36MHzを加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が16kHzを超え32kHz以下の無線設備	1216MHz以上1217MHz以下の周波数であつて、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャネルとする。

［別表９－２～別表９－９　同左］

別表９－10　移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

［１　同左］

２　１以外のもの

［同左］	
952－955MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954.8MHz
2425－2475MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz

［別表９－11～別表11－３　同左］

国際周波数分配の脚注

［注同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。